

伊丹市障害者地域自立支援協議会設置要綱（平成19年12月制定）

（設置）

第1条 障がいのある人が自立した生活を営むことができる地域づくりに関し、関係機関により協議を行うため、伊丹市障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、必要に応じその結果を市長に報告するものとする。

- （1）地域生活の支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること。
- （2）地域生活の支援に係る関係機関によるネットワークの構築等に関すること。
- （3）地域生活の支援に係る情報の収集、提供及び普及啓発に関すること。
- （4）伊丹市障害福祉計画の進捗状況報告に関すること。
- （5）障害者差別の相談事例等に係る情報の収集及び障害者差別解消に向けた普及啓発に関すること。
- （6）伊丹市手話言語条例に基づく施策の実施に関すること。
- （7）その他地域生活の支援に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）市内の指定相談支援事業者
- （2）市内の指定障害福祉サービス事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。）
- （3）伊丹健康福祉事務所を代表する者
- （4）障害者団体を代表する者
- （5）社会福祉関係団体を代表する者
- （6）市内の特別支援学校を代表する者
- （7）伊丹公共職業安定所を代表する者
- （8）伊丹商工会議所を代表する者
- （9）学識経験者
- （10）伊丹市民生委員児童委員連合会を代表する者
- （11）自治会関係者
- （12）関係行政機関の職員
- （13）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 現委員の任期中に新規に就任した委員の任期は、現委員の残任期間とする。

3 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を主宰する。
- 4 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

(協議会)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、障害者差別の相談事例等に係る情報の収集、障害者差別解消に向けた普及啓発及び伊丹市手話言語条例に基づいた必要な施策に関する協議を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、障害者差別、手話言語に関する専門家のうちから会長が指名する。
- 3 部会長は、当該部会の事務を掌理し、部会において協議した結果を協議会へ報告する。
- 4 部会の構成員は会長が選任する。

(検討会)

第8条 協議会は、専門の事項を協議するため、検討会を置くことができる。

- 2 検討会の座長は、会長が委員から指名し、検討会において協議した結果を協議会へ報告する。
- 3 検討会の構成員は第11条に定める事務局が選任する。

(意見の聴取等)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、または説明もしくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報の保護)

第10条 協議会の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第11条 協議会の運営に係る事務は事務局が行う。

- 2 事務局は、健康福祉部地域福祉室障害福祉課、健康福祉部生活支援室こども福祉課、教育委員会事務局こども未来部幼児教育保育室こども発達支援センター、地域生活支援センター事業を委託した者及び障害者相談支援事業を委託した者とする。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年12月27日から施行する。
- 2 最初に選任される委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、選任された日から平成21年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成22年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。